

No. 1

平成25年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

平成25年2月20日

議 案 目 次

議案第 1 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………1
議案第 2 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条 例の一部を改正する条例の制定について……………3
議案第 3 号	平成 2 4 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計補正予算（第 2 号）…………… 別冊
議案第 4 号	平成 2 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…………… 別冊
議案第 5 号	平成 2 5 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特 別会計予算……………別冊

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害
補償に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年4月1日条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料賦課額の軽減措置を平成25年度も継続することに伴い、その財源となる基金条例の失効期限を延長するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。